

三重県公報(日刊) 明治二十五年第三種郵便物認可
三月二十六日

三重県公報

目次

- | | |
|---------------------|---|
| 告示 | 二 |
| 三重県農山漁村振興顧問設置規程一部改正 | |
| 公安委告示 | 一 |
| 銃砲刀剣類等所持取締令による射撃場指定 | |
| 庁中事項 | 二 |
| 叙任辞令 | 二 |
| 公告 | 二 |
| 土地立入測量 | |
| 二級建築士免許証書替 | |

告示

◎三重県告示第八百四十九号

三重県農山漁村振興顧問設置規程(昭和三十一年六月三重県告示第四百五十一号)の一部を次のように改める。

第八千五百一号

昭和三十三年十二月五日

木曜日

昭和三十三年十二月五日

三重県知事 田中 覚

第二条第二項中「七人」を「十人」に改める。

公安委告示

◎三重県公安委員会告示第四十二号

銃砲刀剣類等所持取締令第六条の三の規定に基づく射撃場の指定等に関する規則(昭和三十年十月三重県公安委員会規則第四号)第四条により次のとおり指定する。

昭和三十三年十二月五日

三重県公安委員会

設置者

本籍 三重県北牟婁郡海山町大字上里

住所 三重県松阪市魚町

松阪獺友会会長 松場 庫雄

明治三十七年四月二十九日生

三重県公報第八千五百一号

昭和三十三年十二月五日

(第三種郵便物認可)

- 二 射撃場の所在地及び名称
三重県松阪市大字山室篠田山内
松阪獵友会射撃場
- 三 射撃場の種別
獵銃によるクレイ射撃及び実弾射撃

庁 中 事 項

◎叙任辞令

昭和三十三年十二月一日

清水 竜 良
岩 橋 清治郎
南 岩 男

三重県庁対策推進委員を委嘱する。

公 告

◎事業準備のため、次のとおり、土地へ立入り測量することを
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第四
項の規定に基いて公告する。

昭和三十三年十二月五日

三重県知事 田 中 覚

- 一 起業者
日本国有鉄道
- 二 事業の種類
鉄道敷設事業

三 立入ることができる土地の区域
北牟婁郡海山町、長島町
多気郡大台町、多気町

度会郡大内山村

南牟婁郡阿田和町、神志山村、鶴殿村

四 立入ることができる期間
昭和三十三年十二月五日から
昭和三十三年三月三十一日まで

◎次のように二級建築士名簿登録事項を変更し、二級建築士免
許証を書換えて交付した。

昭和三十三年十二月五日

三重県知事 田 中 覚

登録番号	登録年月日	旧氏名	新氏名	書換え登録年月日	事由
五二二	昭和二十七年十二月十五日	飯田昭一	弓場昭一	昭和三十三年十一月三十日	婚姻による改姓